平成２２年（フ）第２９６号
奈良県天理市丹波市町19番地
債務者　林　　妙子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３２８号
奈良県天理市川原城町791番地
債務者　野村　清美（旧姓黒川）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３６号
奈良県吉野郡十津川村大字平谷53番地の６
債務者　石橋　綾子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第９３１号
広島市南区青崎１丁目１番24号
債務者　松本　孝枝
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１００５号
広島市西区己斐上１丁目６番２―101号
債務者　山下起三子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３７号
広島市安芸区矢野町752番地の570
債務者　久保田ちよ子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１３号
山口県下関市大字伊倉258番地１　グランドパレス新下関Ⅱ―708号
債務者　秋田　正昭
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
山口県下関市大和町１丁目10番３号
債務者　武内　　作
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
山口県下関市長府才川１丁目41番75号　シャーメゾンフォレストⅡ103号、前住所山口県下関市長府豊城町９番12号
債務者　三島　香代（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
徳島県板野郡藍住町乙瀬字出来地30番地６
債務者　三歩　和人
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８２号
徳島県鳴門市大津町木津野字養父の内41番地１
債務者　本山　英俊
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８９号
徳島市中昭和町５丁目51番地の２　吉田荘テナント３号
債務者　中谷　静代
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９３号
徳島県阿波市阿波町東柴生50番地２
債務者　山田眞智子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１号
愛媛県今治市神宮甲724番地２、旧住所愛媛県今治市延喜甲676番地４
債務者　山本　大山
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第４２号
愛媛県今治市神宮甲724番地２、旧住所愛媛県今治市延喜甲676番地４
債務者　山本　英子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第４５４号
高知市鴨部２丁目10番６―304号
債務者　岡橋　球子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４７０号
高知市潮新町２丁目６番17号　サンコート楠瀬203
債務者　山本　由美
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４７７号
高知市朝倉東町14番４号
債務者　眞田　　恵
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高知地方裁判所破産係